

保育人材就職促進事業

民間保育事業者が、正規雇用した常勤保育士等に対して特別給付金等を給付する場合にその費用を補助する。

【補助対象者】

- ①市内の私立保育所等において採用した保育士等で、6か月以上の雇用及び勤務実績があること。
 - ②採用から継続勤務し、2年を経過した常勤保育士。
 - ③採用から継続勤務し、3年を経過した常勤保育士。
- ただし、人材紹介会社を通じて採用された者は除く。

New

★令和6年度より採用後**2年経過・3年経過者への給付も対象に**
★申請は全てまとめて**2月末日までに**

□ 2年雇用継続特別給付金支給事業

施設→保育士 雇用2年経過後～年度末までに15万円支給
※R6年度はR4.4.1～R5.3.31採用者が対象

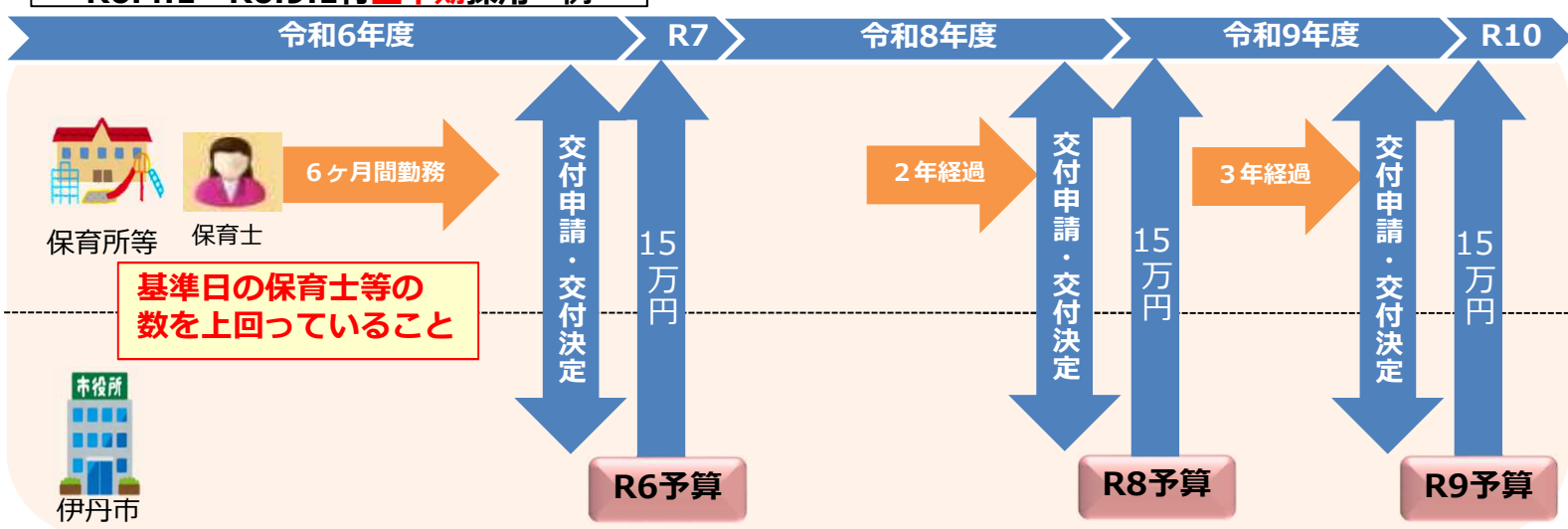
□ 3年雇用継続特別給付金支給事業

施設→保育士 雇用3年経過後～年度末までに15万円支給
※R6年度はR3.4.1～R4.3.31採用者が対象

□ 市への申請は全ての給付金分をまとめて**2月末日までに**

R6.4.1～R6.9.1付上半期採用 例

(イメージ図)



R6.9.2～R7.3.31付下半期採用 例

